

現行	改定	摘 要
<p style="text-align: center;">地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p style="text-align: right;">           平成 9年 4月 改定            平成18年10月 一部改定            平成23年10月 一部改定            平成24年10月 一部改定            平成26年10月 一部改定            平成27年10月 一部改定            平成28年10月 一部改定            平成29年10月 一部改定            令和元年10月 一部改定            令和 2年 4月 一部改定            令和 2年10月 一部改定            令和 3年10月 一部改定            令和 4年10月 一部改定            令和 5年10月 一部改定         </p> <p style="text-align: center;">山梨県県土整備部</p>	<p style="text-align: center;">地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p style="text-align: right;">           平成 9年 4月 改定            平成18年10月 一部改定            平成23年10月 一部改定            平成24年10月 一部改定            平成26年10月 一部改定            平成27年10月 一部改定            平成28年10月 一部改定            平成29年10月 一部改定            令和元年10月 一部改定            令和 2年 4月 一部改定            令和 2年10月 一部改定            令和 3年10月 一部改定            令和 4年10月 一部改定            令和 5年10月 一部改定            令和 6年10月 一部改定         </p> <p style="text-align: center;">山梨県県土整備部</p>	

現行	改定	摘 要
<p style="text-align: center;"><b>地質・土質調査業務共通仕様書</b></p> <p>目 次</p> <p>第4章 サウンディング…………… 20</p> <p>  第2節 スウェーデン式サウンディング試験…………… 20</p> <p>    第404条 目的…………… 20</p> <p>    第405条 試験等…………… 20</p> <p>    第406条 成果物…………… 20</p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第102条 用語の定義</b></p> <p>29. 「書面」とは、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p> <p>ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。</p> <p><b>第132条 個人情報の取り扱い</b></p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、<b>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）</b>、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 原位置試験</b></p> <p><b>第502条 試験等</b></p> <p>1. 試験方法及び器具は、JGS1531「地盤の指標値を求めるためのブラッシャーメータ試験」、<b>JGS3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」</b>及びJGS3532「ポアホールジャッキ試験」によるものとする。</p> <p><b>第503条 成果物</b></p> <p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値</p> <p>(2) 荷重強度－変位曲線</p> <p>(3) 地盤の変形係数</p> <p>(4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッ</p>	<p style="text-align: center;"><b>地質・土質調査業務共通仕様書</b></p> <p>目 次</p> <p>第4章 サウンディング…………… 20</p> <p>  第2節 <b>スクリーウエイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング試験）</b>…………… 20</p> <p>    第404条 目的…………… 20</p> <p>    第405条 試験等…………… 20</p> <p>    第406条 成果物…………… 20</p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第102条 用語の定義</b></p> <p>29. 「書面」とは、<b>打合せ簿等の帳票をいい、</b>発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。</p> <p>ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。</p> <p><b>第132条 個人情報の取り扱い</b></p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 原位置試験</b></p> <p><b>第502条 試験等</b></p> <p>1. 試験方法及び器具は、JGS1531「地盤の指標値を求めるためのブラッシャーメータ試験」及びJGS3532「ポアホールジャッキ試験」によるものとする。</p> <p><b>第503条 成果物</b></p> <p>成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値</p> <p>(2) 荷重強度－変位曲線</p> <p>(3) 地盤の変形係数</p> <p>(4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッ</p>	

現行	改定	摘 要
<p>シャーメータ試験)、JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。</p> <p><b>第 505 条 試験等</b> 試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 地盤の平板載荷試験は、JGS1521 (地盤の平板載荷試験方法) によるものとする。</p> <p>(2) 道路の平板載荷試験は、JIS A 1215 (道路の平板載荷試験方法) によるものとする。</p> <p><b>第 506 条 成果物</b> 成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 試験箇所、試験方法、測定値</p> <p>(2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS1521 (地盤の平板載荷試験方法) により整理し提出するものとする。</p> <p>(3) 道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJIS A 1215 (道路の平板載荷試験方法) により整理し提出するものとする。</p> <p><b>第 515 条 成果物</b> 成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 調査位置、深さ、調査方法、測定値</p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1614 (R I 計器による土の密度試験方法) によるものとする。</p>	<p>シャーメータ試験) 及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。</p> <p><b>第 505 条 試験等</b> 試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 地盤の平板載荷試験は、JGS1521 (平板載荷試験方法) によるものとする。</p> <p>(2) 道路の平板載荷試験は、JIS A 1215 (道路の平板載荷試験方法) によるものとする。</p> <p><b>第 506 条 成果物</b> 成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 試験箇所、試験方法、測定値</p> <p>(2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS1521 (平板載荷試験方法) により整理し提出するものとする。</p> <p>(3) 道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJIS A 1215 (道路の平板載荷試験方法) により整理し提出するものとする。</p> <p><b>第 515 条 成果物</b> 成果物は、次のものを提出するものとする。</p> <p>(1) 調査位置、深さ、調査方法、測定値</p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙1314によるものとする。</p>	
<h2>第 8 章 物理探査</h2>	<h2>第 8 章 物理探査</h2>	
<p><b>第802条 業務内容</b></p> <p><b>7. 報告書作成</b> 調査結果の評価、考察、検討を整理して報告書としてとりまとめるものとする。</p>	<p><b>第 802 条 業務内容</b></p> <p><b>7. 照査</b> 計画準備、測線設定、観測、解析について照査するものとする。</p> <p><b>8. 報告書作成</b> 調査結果の評価、考察、検討を整理して報告書としてとりまとめるものとする。</p>	
<p><b>第804条 業務内容</b></p> <p><b>7. 照査</b> 計画準備、測線設定、観測、解析について照査するものとする。</p> <p><b>8. 報告書作成</b> 第 802 条第 7 項に準じるものとする。</p>	<p><b>第 804 条 業務内容</b></p> <p><b>7. 報告書作成</b> 第 802 条第 8 項に準じるものとする。</p>	